

協議3

天童タクシー(株)運行分

(資料 1-3、2、3-3)

道路運送法第9条第4項に定める協議について

- 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関する事項についての協議を行うもの(「協議運賃」の設定)。
 - 今般、すでに協議運賃となっている下記系統を運行する事業者から、運賃に係る改定の申し出があり、その変更に当たっては道路運送法第9条第4項に基づき、本協議会において協議が必要になるもの。
- ※ 本協議会で協議が調った際は、各事業者に協議済証明書を交付する。

(資料3-3)

1 対象路線及び改定内容

番号	系統	事業者	改定内容
③	予約制 乗合タクシー	天童タクシー(株)	一般料金を500円から700円に改正 割引料金を300円から400円に改正

※未就学児は無料。

※小学生、中学生、65歳以上の高齢者は割引料金。

※乗車時に、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者手帳を提示した旅客(介助の同行者1名を含む)は、割引料金。

2 適用する期間

令和8年4月1日から

3 料金改定理由

- (1) 予約制乗り合いタクシーはR4年4月から値上げはしていない。この間、タクシー料金や路線バス料金の値上げが行われており、他の公共交通機関の料金と乖離が生じている。
- (2) 天童市内全域を区域乗合型のドアツードア運行とすることで利便性が向上するため、利用者に対して適正な負担を求めるため(受益者負担の観点)

予約制乗合タクシーの運賃に関する意見募集結果

募集期間：令和8年1月14日(水曜日)から令和8年1月21日(水曜日)まで

告知方法：天童市ホームページにより告知

提出方法：生活環境課へ直接持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出。

意見番号	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
-	-	-

集計結果

意見提出者数	0
意見項目数	0

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和8年1月28日に開催した天童市運賃等協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

種類	運賃の額	適用方法
一般料金	1人 700円	・大人とは、高校生以上とする。
割引料金	1人 400円	・小学生、中学生、65歳以上の高齢者とする。 ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者手帳を提示した旅客（介助の同伴者1人を含む）とする。 ※未就学児は無料とする。

2. 運賃を適用する路線又は営業区域

予約制乗合タクシー 区域乗合型 天童市内全域

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和8年4月1日から実施する。

4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

天童タクシー株式会社

令和8年1月28日

天童市運賃等協議会
会長 市民部長 熊澤 輝